

議案第38号

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次の
とおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

伊賀市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊賀
市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中
「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業
所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を
「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第
65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加え
る。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。